

# 永見委員資料



## 第5回再犯防止推進計画等検討会における意見（概要）

全国保護司連盟副理事長

保護司 永見光章

### 【民間ボランティアの活動の促進等について】

#### 1. 保護司の役割・現状

保護司という民間篤志家の拠って立つところは「民間性」と「地域性」にあると言われます。更生保護活動において、国家公務員である保護観察官と比較して、地域の民間人である保護司の特性は

- ①対象者の近くに住んでいて対象者の情報を得やすい
- ②生育歴、家庭環境がわかるので立ち直りの支援をしやすい
- ③権威的、権力的でないので、対象者との信頼関係を築きやすい
- ④継続した長期間の担当も可能である
- ⑤地方公共団体、学校、関係機関・団体との連携が取りやすい
- ⑥協力雇用主の活用、社会資源の開拓を実行しやすい

等があると思います。他方、民間ボランティアの難しさとして

- ①専門性を持たないので、処遇等に限界がある
- ②自宅での面接等、民間人として無防備な存在である
- ③常勤ではないので、組織として活動しにくい

等があげられます。

また、近年では、個々の保護司を取り巻く状況には、以下のような課題があります。

- ①薬物、高齢、精神疾患、発達障害等、保護観察対象者の有する問題が複雑・多様化していること、家庭や地域の協力を得られない対象者が増加しているなど、処遇が困難化している。
- ②保護観察事件数が減少し、保護司が経験不足になり、処遇活動に自信を持ってなくなっている。

③住宅事情、家庭事情により、自宅での面接が困難になっている。

さらに、保護司組織に目を移すと以下のような課題があります。

- ①保護司候補者発掘の困難化や早期退任保護司の増加により保護司の減少傾向が続いている。
- ②保護司組織の基盤が脆弱である（組織活動のための経費の不足、人材育成に苦慮）。

これら保護司及び保護司組織が抱える課題への対策として、私たち保護司が現在、最も重要と考え、取り組んでいるのが更生保護サポートセンターの充実強化です。

## 2. 更生保護サポートセンターの充実強化

平成20年度、全国6カ所に最初の更生保護サポートセンターが設置されました。現在では、全国886の保護司会の半数以上がサポートセンターを設置しており、もはや、保護司が組織的に活動していくに当たって、更生保護サポートセンターが不可欠であるという認識になっています。

更生保護サポートセンターには、保護観察対象者との面接場所といった機能もありますが、保護司の組織活動においては、①地方公共団体との架け橋としての機能、②地域における更生保護の情報発信基地、③保護司の安定的確保（説明・面談場所、新任保護司の相談対応など保護司育成の場）、④地域の関係機関・団体との連携拠点、⑤保護司の研鑽機会の充実による保護司の処遇力向上等の重要な役割を果たしています。保護司の処遇活動は、一対一で保護観察対象者に向き合う孤独な活動ですが、困った時に、サポートセンターに立ち寄れば、常に保護司仲間たちがいて、相談にのってくれるというのは、保護司にとって、何より心強いものです。

全国のサポートセンターを見ますと、BBS会と協力し、放課後、行き場のない少年たちに対する学習支援、家庭の事情により、家庭で夕食を取るこ

とができない子どもたちに対して、更生保護女性会と連携した「子ども食堂」の実施、保護観察対象者の保護者に対する「親業教室」の実施、自助グループと連携した薬物依存者等の支援等、多彩な取組があり、これらは、地域における再犯防止機能の強化に繋がっていると考えます。

サポートセンターの設置により、保護司会が「目に見える」存在になり、関係機関や地域住民などからこれまで以上に様々な依頼や相談を受けるようになり、中には、地方公共団体から子育てや非行など一般相談の窓口などの業務を委託、依頼される例も複数見られます。保護司としても、地方公共団体から頼りにされ、地域の安全・安心に貢献している実感がわき、保護司活動のやりがいが増している感じがします。

昨年度行われた全国のサポートセンターに対するアンケート結果を見ると、90%以上の保護司会が「更生保護サポートセンターの設置により、保護司会全体が活性化した」と回答しているほか、個々の保護司による処遇活動への支援、経験の浅い保護司の育成、関係機関・団体との連携の強化、更生保護関係団体との連携の強化、“社会を明るくする運動”の活性化等の項目において、80%前後のサポートセンターが「進んだ」と回答しており、サポートセンターによる効果に、保護司は手応えを感じています。

もはや、充実した保護司活動のためには、サポートセンターの存在は不可欠であり、早急に全ての保護区（886地区）にサポートセンターを設置するとともに、その機能の充実強化を図り、それぞれの地域において再犯防止を推進する拠点とするべきだと思います。

さらに、保護司にとっても保護観察対象者にとっても、サポートセンターが身近にあることが望まれますが、保護司会が広域にわたる場合には、面接場所や協議場所として活用しにくいとの問題があります。また、保護司会が複数の地方公共団体から構成される場合には、地方公共団体との関係が密接になればなるほど、地方公共団体とサポートセンターが1対1で対応していることが望まれます。サポートセンターが地方公共団体との連携を強め、域に密着した活動を展開するためには、市区町村ごとに再犯防止の推進拠点と

してサポートセンターが設置されることが理想的であると考えます。

### 3. 保護司の支援体制の充実

保護司の負担を軽減し、保護司・保護司会活動の一層の活性化を図るため、保護司会の活動を支援・助言する人材の配置も検討していただきたいと思えます。例えば、保護司の中には、保護司を定年してからも、地域の安全・安心に貢献したいとの志を有する者が多くおります。こういった方々が、地域の有識者として保護司会に助言等を行うことも有効であると考えます。

### 4. 保護司以外の更生保護団体（BBS、更生保護女性会）について

私たちの仲間であるBBS会や更生保護女性会も、地域の安全・安心の実現に大きく貢献しています。近年、更生保護女性会は会員数が大幅に減少しており、BBS会員も減少傾向にあります。地域の一般の方々から「再犯防止」への協力を得ていくためには、国や地方公共団体が更生保護女性会とBBS会の活動を支援し、これらの団体を活性化していくことが大切だと思います。

保護司としても、昨年度から始まった保護司活動インターンシップにBBS会や更生保護女性会に参加してもらうなどして、BBS会や更生保護女性会の皆さんに保護司活動をもっと知っていただき、相互の連携を深めると共に、インターンシップに参加したBBS会員や更生保護女性会員が将来、保護司候補者となってくれることを期待しています。

## 【広報・啓発活動の推進等について】

### 1. “社会を明るくする運動”の推進

来月は、再犯防止推進法に基づく初年度の「再犯防止啓発月間」であり、私たち保護司は、例年に増して“社会を明るくする運動”を盛り上げるべく取り組んでいるところです。“社会を明るくする運動”の強調月間である毎

年7月が「再犯防止啓発月間」とされたことにより、ますます国・地方公共団体・民間が一体となった広報啓発活動が展開できることを願っています。

すでに何度か申し上げましたが、私は、「狭義の」再犯防止を訴えるのではなく、学校や地域と連携した少年の非行防止や健全育成に力を注ぐことが重要だと考えています。東京都内の各地域でも中学校と連携した諸活動が充実しておりますが、これも、かつて中学生の保護観察対象者が激増したことを受け、私たちの先輩保護司が「学校との連携」に力を注いできた成果であると思います。このことは、今日の少年非行の減少に多少なりとも寄与しているものと考えています。

最近の“社会を明るくする運動”は、「住居支援」や「就労支援」を重点事項に取り上げていますが、一般の方々にはなじみが薄く、なかなか当事者意識を持って下さる方は少ないです。住民の中に犯罪をした者が存在することを前提とした「再犯防止」という考えに対する抵抗もあるようです。長い歴史のある“社会を明るくする運動”という、一般の方々にもなじみやすい、受け入れやすい名称のもとで、活動を更に盛り上げていくことで、犯罪予防や再犯防止、犯罪や非行をした人への立ち直り支援への理解・協力を得ていくことが有効ではないかと考えます。

こういった広報・啓発活動の推進は、民間による地道な取組を続けることも重要ですが、国からの財政面を含む支援の充実や、地方公共団体からのより一層の情報発信なども望まれます。

## 2. 地方公共団体への期待

### (1) 地方公共団体における再犯防止・犯罪予防の担当部署の設置

再犯防止推進法が再犯防止施策の実施を地方公共団体の責務として定めたことは大変意義深いことです。一方で、実際の地方公共団体の多くは、再犯防止や犯罪予防の担当部署がないため、誰も当事者意識を持っておらず、保護司が再犯防止施策の関係で協議したくても、「窓口すらない」例も多くあります。地方公共団体が、平素の業務として再犯防止施策に取り

組むためには、まずは担当部署を設置することが大前提になると思います。そして、各都道府県・市区町村の担当部署が設置されましたら、例えば、各地域の関係機関・民間団体等からなる「再犯防止推進協議会」を設けるなどし、地域のネットワークづくりを担っていただくことが望まれます。

## (2) 再犯防止推進法を踏まえた「再犯・再非行防止条例」制定

いくつかの地方公共団体では、地域の安全・安心に関する条例が制定されています。これらは、交通安全、建築、環境といった観点からのものがほとんどですが、再犯防止推進法を踏まえ、犯罪や非行からの立ち直り支援による「地域の安全・安心」といった新たな切り口の条例が制定されると良いと思います。具体的には、立ち直り支援に取り組むボランティア団体への支援、安全・安心なまちづくりのための広報・啓発の促進、地域の関係団体、事業者、行政機関等の責務を規定することなどが考えられます。今後、再犯防止推進法に基づく「地方再犯防止推進計画」を全ての地方公共団体に策定いただきたいと考えておりますが、より大きな視点で、こうした条例の制定についても進めていただきたいと考えています。

## (3) 住民も参加した「地域安全・安心会議」の設置

地域の安全・安心について住民同士が話し合う「地域安全・安心会議」のような取組も必要だと思えます。町内会や自治体単位で、各種団体や住民が集まって、地域の安全・安心について、自らの課題として考える。地方公共団体から町内会・自治会等にこうした取組を促していただくことも考えられますし、保護司は、このような会議の取り纏め役になることもできると思えます。こうした取組を広めていくことが犯罪予防や再犯防止に対する住民の幅広い理解や協力につながり、ひいては地域の安全・安心の実現につながっていくものと考えます。